

一般社団法人Co-e 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Co-eと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、福祉を中心とする社会貢献活動を行う団体等へのIT支援を中心に、ソーシャルインクルージョン(全ての人々を孤立や排除せず社会の一員として包摂する)の実現を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)福祉を中心とする社会貢献活動を行う団体等へのIT支援事業
- (2)福祉を中心とする社会貢献活動を行う団体等への寄付事業
- (3)福祉を中心とする社会貢献活動を行う団体等への広報支援事業
- (4)福祉を中心とする社会貢献活動を行う団体等の授産品、サービス、及びその担い手等の顕彰
- (5)政治、経済、社会、企業等の動向と福祉を中心とする社会貢献活動に関する調査研究および情報発信
- (6)福祉を中心とする社会貢献活動に関する研究会、展示会及び各種講習会、イベント、交流会、作品展、コンテスト等の企画及び運営
- (7)福祉を中心とする社会貢献活動を行う団体へのインターンシップの企画、実施並びにコーディネート
- (8)福祉を中心とする社会貢献活動に関する交流及び普及
- (9)より良い社会の形成を目指した福祉を中心とするソーシャルセクターの基盤の整備並びに助成に関する事業
- (10)ソーシャルインクルージョンの実現に関する事業
- (11)福祉を中心とする社会貢献活動を行う企業・団体の育成に関する事業
- (12)企業、自治体等の社会貢献活動に関する調査研究及び普及並びに顕彰に関する事業
- (13)評価・調査事業を通じ社会福祉を推進する事業
- (14)行政機関等に対する各種提言及び政策への協力の実施
- (15)その他本法人の目的を達成するに必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反す行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第9条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第10条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 1名以上5名以内
(2) 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任

者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第25条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を

経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年2月29日までとする。

2 当法人の最初の事業年度における事業計画及び収支予算については、第24条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

(設立時の役員)

第30条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 梅若幸子

設立時代表理事 梅若幸子

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都板橋区

設立時社員 東光篤子

住所 東京都中野区

設立時社員 梅若幸子

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

